入会ブック　2019.9

みんなで守ろう！　ステップボーンカット特許の健全な普及と発展のために・・・

MEMBERSHIP BOOK

STEP BONE CUT ASSOCIATON

sbc-a.jp

一般社団法人　ステップボーンカット協会

WHAT IS STEP BONE CUT ASSOCIATION

ステップボーンカット協会とは？

2011 年､全国各地をはじめアジア諸国からある革新的な技術に衝撃を受け､多くの美容師が集まってきました。それは一般社団法人 ステップボーンカット協会 代表理事 牛尾早百合が５年の歳月をかけ発明した、“今までとは全く違う新しいカット方法”でした。ステップボーンカット（登録第4967257号）と名づけられたそれは、アジア人の平面的な骨格を補正し、西洋人のように立体的な小顔に見せる小顔補正立体カット（登録第5481716 号）でした。政府はこの革新的で素晴らしい効果のカット技法の発明を、日本のためとなる特許技術として認可しました。（特許番号：特許第 5191614 号 発明の名称：ヘアカット方法）

2012 年には、
・この技法を美容師に広めること
・ ステップボーンカットの魅力を広く一般に伝えること
を目的とした活動が始動。同時期に大胆である反面、非常にデリケートな革新的な特許技術のクオリティの保持を目的に、教育・認定機関として一般社団法人 ステップボーンカット協会が発足しました。

発足から７年、日本全国で 600 店舗以上のヘアサロンにステップボーンカットが導入され、約1 ,000 人以上の認定スタイリストが誕生しています。またステップボーンカットのユーザー数は約 20 万人とも言われ、たくさんの顧客に愛される技術として成長し続けています。協会ではエンドユーザーの期待に応えるため、また認定スタイリストや認定サロンの付加価値を高めるために随時セミナーを開催し、特許技術の認定、技術品質の保持、ライセンス・特許・商標管理等を行っています。会員の皆様からの会費は、認知度を上げるためステップボーンカットのブランディングに使用されています。

私たちの想い

1. 美容師の社会的地位を向上を目指す

サラリーマンの平均年収 420 万円に比べ、美容師の平均年収は 284 万円と言われています。さらには長時間の肉体労働を余儀なくされているサロンがほとんどです。理由は単純に利益率が低いからです。国家資格を持つにもかかわらず、美容師一人あたりの生産性は４０万円〜60 万円（月額）であり、他の業種に比べかなり低いと言わざるを得ません。

この問題の解決に取り組み、私たちがたどりついた答え、それがステップボーンカットシステムなのです。ステップボーンカットシステムは、美容師一人あたりの時間生産性を飛躍的に向上させることができます。

【ステップボーンカットシステム（SBCS) の特長】

1.ステップボーンカット独自の､力を抜き疲労を最低限に抑えながらも､スピーディな技法､それに伴うスムーズなサロンオペレーションにより、肉体労働からの解放とともに時間的余裕が得られます。

2. ステップボーンカットを導入したメンバーの方々を対象に、ハイクオリティで高単価なステップボーンカットの導入成功事例や実践活用事例をセミナーやコミュニティ活動という形で共有します。また､メンバーの方々が顧客に今までと違うステップボーンカットの高付加価値を確実に伝えていけるように、技術だけでなくコミュニケーションスキル向上を目指したセミナー等を計画しています。

3. 材料のコストダウンと安全性の確保という両輪を実現し、サロンの利益化を図ります。

メンバーの方々がこの技法を取得していくことで、お客様の様々な悩みを解決でき、デザインが自由自在になっていくことを私たちは知っています。だから、私たちはメンバーの方々にさらに正しく楽しく学び続けていただく場を提供したいと思っています。メンバーの方々すなわちステップボーンカット認定スタイリストはプロフェッショナルな価値あるヘアクリエイターなのです。

私たちはステップボーンカットで、メンバーの方々が本来のデザイナーの姿に戻ることを切に願っています。

そして、ステップボーンカットが幸せな新しい時代の美容師を作っていくことを私たちは確信しています。

2. 技術で日本を豊かに

ステップボーンカットは中国、台湾、インドネシア、アメリカにも広がっています。日本人やアジア人の骨格や髪質だけではなく、世界中の人たちにも有効な非常に稀有な技法なのです。

「かつて、世界中の人たちがこぞってイギリスにヴィダルサスーンを学びに行ったように、世界中の人たちが日本のステップボーンカットを学びに来る」そんなムーブメントを私たちはつくり出したいと考えています。もし、世界中の美容師たちが日本にステップボーンカットを学びに来ることになれば、また、もし、世界中の人たちがこのカット技術を体験するために来日することになれば、私たちは少子高齢化で悩む日本経済を豊かにする一端を担うことができるでしょう。

ステップボーンカットは美容師の地位を向上させるだけでなく、社会貢献の手段にもなりうる技術なのです。

ステップボーンカット協会詳細

理念

ステップボーンカットにより美容師の価値を高める

ビジョン

ステップボーンカットを世界のスタンダードに

協会の役割

・ステップボーンカット特許の健全な普及と発展に寄与することができる人材の育成
・商標特許の管理、特許技法の品質保持・管理
・会員サロンの繁栄のための一般消費者認知に向けたブランディング

会員の役割

全ての人の幸せの源であり、会員全員の財産である
ステップボーンカット特許の健全な普及と発展に寄与する。
1. ステップボーンカットを正しく学び続けること
2. 活動内容に賛同し、一緒に活動を推進すること

組織の役割

【理事会】
1. 認定資格の承認
2. 資格認定養成講座の開催承認
3. コンテンツの更新管理
4. シーズンごとのデザイン開発
5. 執行方針の決定、年間スケジュールの決定
6. 年間予算の実行方針決定・技術開発・教材開発
7. 協会の円滑な運営と会員および協会の発展に向けた活動
8. 協会の安定的な活動基盤を作り維持すること

【事務局】
1. 理事会・委員会活動をサポートする執行部

【エリア委員会】
1. エリアにおける活動内容の決定・実行
2. サミットや認定試験の開催準備
3. 会員獲得
4. 認定試験対策セミナー、技術ライセンス（マニュアル）更新講座、スキルアップセミナー等
5. エリアコミュニティの活性化

協会プロフィール

一般社団法人 ステップボーンカット協会

本　　部 ： 〒650-0036 神戸市中央区播磨町 49 神戸旧居留地平和ビル 507
設　　立 ： 2012 年 7 月 2 日
代表理事 ： SAYURI
副理事長 ： 野嶋 朗
理　　事 ： 石渡 武臣、金ヶ江 幸一、竹内 克仁
ＴＥＬ ： 078 333 6765
ＦＡＸ ： 050 3730 6328
ＵＲＬ ： sbc-a.jp
メ ー ル ： info@stepbonecut.jp

DETAILS OF ASSOCIATION

CUT ASSOCIATION
DISCLOSURE STATEMENT

STEP BONE
IMPORTANT

重要事項説明 (会員会則)

一般社団法人 ステップボーンカット協会（入会時説明）

第１条【基本事項】
１. 協会の会計年度は、1/1～12/31 と設定されていること。
２. 会員にはメールにて情報提供や報告の通知を行うこと。

第２条【入会規定】
１. 入会規定の同意、入会登録、特許使用年間ライセンス料の銀行自動引落を申請し納入をもって理事会の承認を受け、会員資格を取得する。

第３条【会員の種類と特許使用年間ライセンス料について】(税別)
一般認知に向けたステップボーンカットのブランディングに使用されています。
（１）個人会員　　協会の目的に賛同して入会した個人
　　10,000 円
（２）法人会員　　協会の目的に賛同して入会した法人又は団体
　　25,000 円
（３）団体会員　　法人会員に所属し指定を受けた個人
　　5,000 円

（４）賛助会員　　協会の目的に賛同し事業を推進するために入会した法人又は団体
　　入会金 100,000 円　　年会費　50,000 円
※2019 年８月以前に入会の会員については変更なし。

第４条【技術特許所持品目】
１. ステップボーンカットは、「ヘアカット方法」の特許を取得しています（特許第 5191614 号）

第５条【商標特許所持品目】
１. ステップボーンカット、STEP BONE CUT（登録第 4967257 号、登録第 5734878 号）
２. ステップボーンカットロゴマーク（登録第 5565095 号、登録第 5734879 号）
３. 小顔補正立体カット（登録第 5481716 号）
４. 骨格補正立体カット（登録第 5525846 号）

第６条【特許関連項目】
１. 代表理事 牛尾早百合は、ステップボーンカット技術特許、および日本・米国・欧州・中国・香港・台湾・韓国・シンガポール・ベトナム・カンボジアでのステップボーンカットの登録商標と、小顔補正立体カット・骨格補正立体カットの日本の登録商標を持つ。特許技術使用権、商標使用権及び関連商品販売権はそれぞれ商標登録者に帰属する。
２. 会員の種類により特許技術、商標使用権利の範囲が異なる。
３. 上記維持管理にあたり、会員は下記事項を厳守徹底する。
（１）特許技法を顧客に施術する時は、顧客に認定証を呈示し、協会から指定された専用シザーと専用カットローションを使用し、各種認定資格のルート制限を守る。
（２）小顔補正立体カット、ステップボーンカットと称した施術は、認定を受けた会員だけが行う。
（３）認定登録を完了しないまま、又は退会後に、特許技術や商標を使用しない。
（４）転用・転載・セミナー開催等の行為は、協会本部の許可を得ること。
（５）模倣した類似サービスを使い、接客をしたり、セミナーやスクールを開かない。
（６）協会で覚えた技術、システム、コンテンツのいずれかを、会員以外にみだりに教えない。

第７条【個人会員（団体会員）の特許技術、称号及び商標使用について】
１. 認定を受けた特許技術の使用
２. ステップボーンカット認定スタイリスト、 マスター認定合格後はステップボーンカットマスターの称号が与えられる。
３. スタイリストの範囲としての商標使用
４. ロゴマークの使用は、名刺２cm 以内
５. 特許技法のカット料金は、5,000 円（税別）以上を推奨する。
６. 認定スタイリストは技術ライセンス保持のため、最後の認定取得年度、又は再受講年度、技術ライセンス（マニュアル）更新講座受講年度を含まない３年後の 12 月末日までに、技術ライセンス（マニュアル）更新講座を受けること。

第８条【法人会員の称号及び、商標使用について】
１. 基礎、テクニック認定スタイリスト在籍サロンは、ステップボーンカット加盟サロンの称号、ステップボーンカットマスター在籍サロンは　ステップボーンカット認定サロンの称号が与えられる。
２. 商標を認定サロンの販売促進に使用可能
３. サロン店舗などの屋号の名称は使用不可。
４. サイトトップタイトル、SNS、看板・広告に加えて使用するには制限を受ける。
５. ロゴマークの使用は、直径 11 センチ以下の使用。
６. 会員は、サロンホームページに特許技法を転載する際は、指定のバナーと説明ページをリンクし、使用すること。

第９条【2019 年１月以前入会の個人会員及び団体会員について】
2019 年１月大型改正による新マニュアルで認定合格した会員、又は認定ライセンス（マニュアル）更新講座を受講した基礎、テクニック（以下テク）認定スタイリストに限り、ステップボーンカット認定スタイリストの称号を持つが、以外の会員は、改正以前の小顔補正立体カット認定スタイリストを称号とし、小顔補正立体カットを商標使用を継続する。
１. 旧マニュアル基礎、テク認定合格　　小顔補正立体カット認定スタイリスト
２. 新マニュアル基礎、テク認定合格　　ステップボーンカット認定スタイリスト
３. 技術ライセンス（マニュアル）更新講座　　ステップボーンカット認定スタイリスト
４. マスター認定合格　　ステップボーンカットマスター

第 10 条【2019 年１月以前入会の法人会員について】
法人及び、サロンに所属する団体会員の名称により使用商標、名称が変わる。
１. 小顔補正立体カット認定法人、認定サロン
　　（小顔補正立体カット認定スタイリストが所属）
２. ステップボーンカット加盟法人、加盟サロン
　　（基礎、テク、ステップボーンカット認定スタイリストが所属）
３. ステップボーンカット認定法人、認定サロン
　　（ステップボーンカットマスター以上が所属）

第 11 条【 個人会員、団体会員のその他特典】
１. 入会特典　専用シザーの無料リース
２. 額付き認定証
３. 協会からの情報送信
４. 会員限定セミナーの参加
５. 教材であるヘアケアツールを 50%引きで使用できる特別権利

第 12 条【 法人会員のその他特典】
１. 規定に記された商標使用により、サロン販促が可能
２. 法人会員の役員および雇用の個人会員は団体会員となり、年会費は半額となる
３. 加盟サロン登録証（基礎、テク）、認定サロン登録証（マスター以上）の発行
４. テクニック加盟サロン以上は、関連 WEB サイトでオススメサロンの掲載（条件有り）
５. 協会からの情報送信、郵送
６. 教材であるヘアケアツールを 50%引きで使用できる特別権利

第 13 条【会員の義務】
１. 協会が指定するメンバーズサイトに登録すること。
２. 会員情報に変更が生じた場合には、速やかに登録情報を変更すること。
３. 協会が販促企画を立てる場合、割引やサービス企画に従い遂行すること。
４. 協会の発展のために、業務提携先、業務委託先に個人情報を委託することがあることを承知すること。
５. 法人会員は雇用スタイリストである団体会員の管理責任及び、特許使用年間ライセンス料などの滞納責任を負う。
６. 法人会員は雇用スタイリストである団体会員の退職前に、代表理事に退職者の雇用登録解除及び、個人会員への移行を申請をすること。それにより、その翌日以降に新たに発生した認定スタイリストの滞納の保証を免れる。

第 14 条【禁止事項】
１. 協会が管理しているセミナー開催中に、協会本部に承諾なく他セミナー、他商品等への勧誘行為を行なうこと。
２. 教材であるヘアケアツールを自サロン店頭以外での割引販売や、割引した価格で SNS やブログ、ネットで公開したり、他に横流しすること。
３. 教材である会員専用の、カットローション業務用を販売すること。
４. 2. 3. が、もし発覚した場合、次回からの仕入れが 70% になること。
５. 法令違反の広告、表記をすること（協会の許可なく作った広告などの法令違反の責任は協会は一切追わないこと）
６. 協会の規定を遵守せず、会員外に対して公開してはならない重要事項、機密保持事項を情報漏洩すること。

第 15 条【技術ライセンス更新、退会、休会、特許使用年間ライセンス料の滞納について】
１. 技術ライセンス更新の有効期限（最終認定、再受講、技術ライセンス（マニュアル）更新講座の受講日より初年度を含まない３年後の年末）が過ぎると、称号及び商標使用停止となり、特典、権利が制限される。
２. 特許使用年間ライセンス料等の滞納の場合、資格や、会員特典が停止する。
３. ライセンスを放棄し、退会を希望する会員は、代表理事に対する 12 月末日以前の書面による通知及び、協会よりリースしているシザーの返還（2019 年９月以降に入会した会員）をもって当協会から退会することができる。
４. 特許使用年間ライセンス料等の未納分は退会日迄に支払い、返還の要求はしない。
５. 認定法人は、団体会員である雇用認定スタイリストが特許使用年間ライセンス料を期限内に支払われない場合、代理で支払うこと。
６. 認定法人を退職する団体会員は、本部へ報告し、個人会員への登録変更をすること。
７. 諸々の理由により休会が承認された会員は、休会期間中の会費は免除され、特許技術、商標使用をはじめ、全ての会員権利は一時停止するが、一部の情報は送付される。休会中であっても連絡が取れるよう、メールアドレスに変更があった場合はその都度ご連絡すること。年度途中からの休会については、 申請年度までの未収特許使用年間ライセンス料を納入の上、申請する。

第 16 条【契約の解除等】第 16 条
１. 協会本部は加盟法人及び、会員が反社会的勢力等に属すると判明した場合、催告をすることなく本件契約を解除することができる。これによるその元会員の損害を賠償する責を負わない。その元会員は協会本部に対し支払った認定諸費用の返還を放棄すると共に、協会本部に生じた損害金を弁済する義務を負う。

第 17 条【損害賠償】
１. 所属会員が起因したあらゆる不祥事案に関しては、当該会員の自己責任において解決するものとし、当該事案に関連して協会本部に損害が及んだ場合は、会員は、直ちにその損害の賠償を行う義務があること。
２. 協会本部が禁止事項を把握した場合、協会本部は所属会員に対し損害賠償請求をするものとし、所属会員は、速やか賠償に応じなければならないこと。
３. 会員退会後も同じ効力であること。

第 18 条【不当要求行為】
１. 協会本部及び会員は加盟法人および会員が各サロン等で接客業務を遂行する上で受ける不当要求行為を未然に防止するとともに、会員等に対するあらゆる不当要求行為に対し、組織的な取組みを行うことにより、会員等の安全及び業務の円滑かつ適正な遂行を確保するごとに努めていく。
２. 不当要求行為とは業務遂行上のうち会員以外のものが会員等に対して行う当該会員の業務に関する要望、提言、提案、意見、苦情、依頼その他会員等の作為又は不作為を求める一切の行為のうち、各号にあげるものとする。
（１）暴行、脅迫又は大声若しくは威圧的言動等の社会的相当性を逸脱した言動を伴う行為。
（２）正当な理由なく面会を強要する行為。
（３）正当な権利行使を装った違法な手段又は社会的相当性を逸脱した手段により、金品を要求し、又は物品の購入、各店舗における営業計画の変更、営業の中止、仕入れ納入への参入、もしくは不当な補償等を要求する行為。
（３）営業店舗等の施設の保全及び秩序の維持並びに会員等の業務の遂行に支障を生じさせる行為。
（４）正当な理由なく、特定のものに対して、特に有利又は不利な取扱いを求める行為。
（５）その他会員等の適切な業務の遂行を妨げることが明白である行為。

第 19 条【契約時における措置】
１. 協会本部はその行う事業に係る契約が反社会的勢力等の活動を助長し、又は反社会的勢力等の運営に資することとなる疑いがあると認める場合には、当該事業に係る契約の相手方、代理又は媒介をする者その他の関係者（認定または認定を受けようとする法人、個人事業者および個人全てを指す。以下「認定希望者」という。）が反社会的勢力等の関係者でないことを確認するよう努めるものとする。
２. 認定希望者は協会本部に対し、本件契約時において、認定希望者（認定希望者が法人の場合は、代表者、役員又 は実質的に経営を支配する者。）が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会

IMPORTANT DISCLOSURE STATEMENT
ABOUT CERTIFICATE COURSE

運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他反社会的勢力（以下「暴力団等反社会的勢力」という。）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当 しないことを確約する。
3．認定希望者は協会本部が前項の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、その調査に協力し、これに必要と判断する資料を提出しなければならない。

第 20 条【その他】
1．上記の義務等に違背したときは当協会からの退会を命じられ、ライセンス使用契約が更新されないこと。

本規約は事前の予告なしに変更されることがあります。本協会の規約はホームページにアップされた時点で施行されます。
この規約は 2019 年 9 月 1 日から施行する。無断転載禁止。

資格認定講座についての重要事項

一般社団法人 ステップボーンカット協会（入会時説明）

第 1 条【入会から基礎認定講座まで】
1．入会書類（重要事項説明書、入会承諾書、特許使用年間ライセンス料の自動口座引落申請書）を受講者がサイン捺印し、協会本部に送付する。
2．特許使用年間ライセンス料は、基礎認定養成講座受講日の月より発生する。
3．入会許諾後、会員登録サイトの ID・パスワードが協会本部より E-mail で送付される。
4．ログインし登録を確認後、会員登録サイトより、基礎認定講座（基礎認定養成講座、全国統一認定試験がセット）を申込む。
5．入会後は、本部やエリアが開催する店販マイスターセミナーやミートアップに参加が可能。
6．基礎認定養成講座を受講後、認定試験を合格するまでは仮認定期間とし、お客様に仮認定期間と説明し既存カット料金でステップボーンカットができる。また、エリアで開催される、認定試験対策セミナーを受講できる。
7．全国統一認定試験を受験する。

第 2 条【認定試験について】
1．認定試験は資格認定養成講座とは別日で開催され全国統一認定試験と呼ぶ。認定試験、認定説明、合格発表、ディプロマ授与に 6 時間を要する。
2．認定試験合格後、ステップボーンカット認定スタイリストとして、ステップボーンカットを既存カットより高く価格設定することができる。
3．不合格者は次回の認定試験日を予約すること。
4．各認定講座初日から 1 年以内に認定試験を受験すること。1 年を経過した場合は、再度認定試験料 (15,000 円 / 税別) を支払うこと。
5．会員は、各エリアで開催する認定試験対策セミナーに参加できる。

第 3 条【各認定講座について】
1．基礎認定講座受講料（資格認定養成講座、認定試験、入会費、および認定登録料を含む）158,000 円（税別）と、特許使用年間ライセンス料が口座引き落としできない期間分を協会に支払う。専用シザー（無料リース）、専用ミニカットローション、専用ツール、マニュアルなどが、入会特典として付随する。
2．テクニック認定講座 188,000 円（税別）、マスター認定講座 288,000 円（税別）は資格認定養成講座、認定試験料、認定登録料が含まれていること。
3．基礎 14 時間、テクニック 14 時間， マスター 21 時間と、各認定試験日の 6 時間を要する。
4．講座の受講金額、講習時間、特典、教材等は予告なく変更する場合があること。
5．最少人数に満たない場合、講座の日程変更、又は中止する場合があること。

第 4 条【基礎認定講座について】
1．奥深い特許技術の勘どころを知る最初の講座。小顔に見せるボブベースの 4 つのアレンジスタイルを習得し、従来のカットと別の高単価メニューであるステップボーンカットボブメニューを作成し、ボブベースを希望する顧客に施術できる。
2．合格後、ステップボーンカット基礎認定スタイリストの称号が与えられる。

第 5 条【テクニック認定講座について】
1．他のカット技法にはないステップボーンカット独自の、ガイドのないカット方法を学び、レイヤーを含め 6 つのアレンジスタイルを習得する。デザインの幅が広がりサロン現場で大部分の顧客に実際に使うことが可能になる。また、ステップボーンカットでしかできないスピードアップによるダメージレスの 3 分パーマ、カラーで売上を著しく向上させることが可能。
2．合格後、ステップボーンカットテクニック認定スタイリストの称号が与えられる。
3．マスターシザーの購入が可能。

第 6 条【マスター認定講座について】
1．より詳しいコード付きの展開図を学習し理解することで、自由に髪のフォルムをつくる正確な理論と、奥深いステップボーンカットの真髄を解明する。それにより、自由にデザインをクリエイションする能力がつき、バリエーションが大幅に増える。
2．合格後、ステップボーンカットマスターの称号が与えられる。
3．法人会員に所属する団体会員であること。認定法人に、所属、又は雇用されていない個人スタイリストは、個人事業主として法人会員となること。
4．ステップボーンカットマスター以上限定のセミナー受講可能。
5．基礎認定、テクニック認定スタイリストより一部のイベント案内情報が早く公開される。

第 7 条【 オススメサロンの推薦について】
1．ステップボーンカットを求める一般顧客のために、協会が推薦するサロンを都道府県ごと掲載しているページをオススメサロンと名称される。下記の条件を満たしている法人会員は本部に申請できる。掲載期間は 1 年ごとに正しく審査し更新 (毎年 12 月に審査) する。

第 8 条【 オススメサロン推薦基準】
1．オススメサロンに相応しいテクニック以上の加盟サロン及び認定サロンであること。
2．技術、商品の最新知識があること。
3．半年以内に開催されたセミナーに参加していること。
4．1 ヶ月以内に教材である SBCP を購入し、顧客販売していること。
5．商品のラインナップが全て揃い、かつ綺麗に陳列させていること。
6．相応しい WEB サイトに、協会指定のバナーを貼り協会指定ページにリンクしていること。

第 9 条【マスター認定法人の自社内優遇の条件について】
下記の条件を満たすことで、自社雇用スタッフに基礎、及びテクニック社内認定講座を開催できる。
1．オススメサロンに登録済みであること。
2．前回の総会及び、前回のエリアサミットに参加済みで、年 1 回の自社内講師の判定試験に合格すること。（有効期間は翌年の自社内講師の判定試験までとする）
3．総会、エリアサミットに意欲的に参加し、社内に最新情報を伝えていること。
4．会員を育成する担当講師と同じ責任を持つため、エリア委員会、エリア会員に意欲的に貢献し、会員の役割を伝えられるふさわしい認定法人及び、社内講師であること。
5．受講者は、自社内講師の所属する認定法人より、給与、または報酬を 3 ヶ月以上支払われてる被雇用者、または業務委託者に限定する。
6．スタイリスト認定は個人資格であり本人に付随することを承諾する。
7．認定法人所属の新会員は、個々に団体会員の特許使用年間ライセンス料が、社内基礎認定養成講座開始月より必要であることを承諾し、新会員個々の銀行自動引落の設定をし、法人一括での引き落としは不可であること。
8．【入会から基礎認定講座まで】の項目に従い、全国統一試験を受験合格を目的とすること。
9．自社内で受講する団体会員に対して、認定法人がこの規約の保証人となること。
10．自社内認定講座の協会本部に支払う費用（税別）

開催ライセンス費用、全国統一認定試験料、認定登録料含む	
基礎認定講座	88,000 円 （入会特典：専用シザー 無料リース）
テクニック認定講座	60,000 円

第 10 条【 費用詳細（税別）】
1．資格認定講座 （資格認定養成講座、全国統一認定試験料、認定登録料含む）

（1）基礎	158,000 円	（入会特典：専用シザー 無料リース）
（2）テクニック	188,000 円	
（3）マスター	288,000 円	
（4）講師	388,000 円	

※専用シザー無料リースについて
〔特約〕修繕はユーザーが有償で行う。紛失、盗難等の場合は、専用シザーを有償（ 68,000 円）にて再リースする。リース期間は会員期間とし、退会時に返還すること。

2．認定試験他

（1）初回の 全国統一認定試験	各認定講座料に含む（各認定講座初日より 1 年間有効）
（2）2 回目以全国統一認定試験	15,000 円
（3）資格認定講座 再受講	資格認定講座費用の 3 分の 1
（4）認定試験対策セミナー	16,000 円

3．技術ライセンス（マニュアル）更新講座 16,000 円
最終認定年度を含まない 3 年に一度の更新（有効期限は毎翌々々年末）

4．特許使用年間ライセンス料（1 月～12 月）

（1）個人会員	10,000 円
（2）法人会員	25,000 円
（3）団体会員	5,000 円

毎年 1 月 1 日に年度更新される。納入期限は毎年 1 月 27 日であること。
※2019 年 8 月以前入会の会員については特許使用年間ライセンス料の変更なし。

本規約は事前の予告なしに変更されることがあります。本協会の規約はホームページにアップされた時点で施行される。
この規約は 2019 年 9 月 1 日から施行する。無断転載禁止。

＊ステップボーンカットマスター以上については、別途規定をもうけています。

プライバシーポリシー

一般社団法人ステップボーンカット協会（以下「当協会」という。）は当協会が提供するセミナーへの申し込み、当協会への会員登録、協会取り扱い商品の配送の際に、個人情報をご提供頂きます。本書の内容をご理解いただいた上、貴殿の意思によって個人情報をご提供下さるようお願い申し上げます。
【個人情報をどのように利用するのか】（1）各セミナーにおける修了証の作成や再交付処理のため（2）各セミナーにおける受講者名簿や名札の作成のため（3）各セミナーにおける受講票や請求書の作成のため（4）講習案内や規約変更など重要事項の伝達のため（5）新商品の発表やイベント案内のため（6）貴殿の注文による商品を発送するため（7）様々なサービスや情報を提供するため（8）認定サロン、認定スタイリストに対するホームページ登録のため（9）商品等の返品やアフターフォローに対応するため（10）貴殿からの問合せに対応するため（11）各種書類等の不備などに関して貴殿に連絡をするため
【個人情報の第三者への非開示・非提供】ご提供頂いた個人情報は、下記の場合を除いて第三者に開示、提供致しません。また、下記の場合であっても、 開示、提供する情報は必要最小限のものと致します。（1）貴殿の同意がある場合（2）あらかじめ当協会のプライバシーポリシーを十分理解した上で守秘義務契約を締結した外部事業者（各種、情報処理業者（システム構築等）や委託先事業者）に業務を依頼する場合（3）法的根拠に基づき官公庁等から請求された場合
【個人情報の管理・削除について】当協会は個人情報の紛失、破壊、改竄、漏洩等を防止するために、お客様の個人情報を厳重に管理し、特定の人間のみアクセスできるようにしております。お客様からの申し出があった際には、その方への情報配信やサービス提供を停止し、個人情報をデータベースから削除致します。
【個人情報に関するお問合せについて】当協会が保有する貴殿の個人情報について、その利用目的または情報の内容について確認したい場合は当協会までお問合わせ下さい。

PRIVACY POLICY